

災害対策基本施行令第 22 条に基づく協定

(目 的)

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第 57 条の規定に基づき京都府知事が西日本旅客鉄道株式会社（以下「西日本会社」という。）の通信を使用する場合に適用する。

(通信の種類)

第 2 条 京都府知事は、この協定に基づき利用することができる通信の種類は、鉄道電報及び鉄道電話とする。

(申し込み及び承認)

第 3 条 京都府知事が、この協定による鉄道電報又は鉄道電話を使用する場合は、西日本会社の通信設備設置箇所の長に対して、次の事項を申し出て承認を受けるものとする。

(1) 使用する理由

(2) 通信の内容

(3) 発信者及び受信者

第 4 条 西日本会社の通信設備設置箇所の長は、前号による申し込みの内容が法第 57 条の規定に適合し、西日本会社通信で到達可能と認めたとき、その使用を承認するものとする。

(取扱順位)

第 5 条 受け付けた通信の取扱順位は、当該通信の緊急性、通信の内容及び受付時刻の先後等を考慮して、西日本会社において決定するものとする。

第 6 条 西日本会社通信の非常通話及び非常報と当該通信とが競合した場合は、西日本会社通信が優先するものとする。

(通信の利用方)

第 7 条 京都府知事が、西日本会社の通信を利用するときは、原則として、発、受信者とも、も寄駅（駅員無配置駅は除く。）の駅長事務室へ出向して行うものとする。

(免 責)

第 8 条 西日本会社の取扱いにより生じた当該通信の通信上の事故については、西日本会社はその責任を負わないものとする。

(準用及びその周知)

第 9 条 京都府内の市町村長が法第 57 条の規定に基づき当社の通信を使用する場合についても本協定を準用するものとし、その周知は、市町村長については、京都府知事で、駅長については西日本会社社長において、それぞれ行うものとする。

附 則

1. この協定は昭和 62 年 6 月 1 日から昭和 63 年 3 月 31 日まで有効とする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに相方いずれからも別段の意志表示がないときは、次の 1 ヶ年間この協定は継続するものとする。その後においてもこの例による。
2. この協定の証として、協定書 2 通を作成し、双方がおのおの記名なつ印して、各自その 1 通を保管する。
3. 京都府知事と日本放送協会京都放送局長および株式会社京都放送社長との間に締結された「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」第 5 条の規定により、必要な事項について、当該放送機関に放送を要請する。

昭和 41 年 5 月 10 日

甲 京都府知事 ㊟

乙 日本放送協会京都放送局長 ㊟

株式会社 京都放送局長 ㊟